〇文部科学省令第

号

学 校 教 育 法 昭 和 十 二 年 法 律 第二十六号) 第三 条 及 び 第 百 几 + 条 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 大学 設 置 基

準 及 \mathcal{U} 大 学 \mathcal{O} 設 置 等 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 請 及 び 届 出 に 係 る 手 続 等 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令 を 次 \mathcal{O} ょ

うに定める。

令和五年 月

日

文部科学大臣 永岡 桂子

大 学 設 置 基 準 及 び 大学 0 設 置 等 0) 認 可 0 申 請 及 び 届 出 12 係 る 手 続 等 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正

する省令

(大学設置基準の一部改正)

第

条 大 学 設 置 基 潍 昭 和 \equiv + 年 文 部 省 令 第二 + 八 号) 0 ___ 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げげ る 規

定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 め る。

改正後	改正前
附則	附則
1~3 [略]	1~3 [同上]
4 平成二十二年度以降に期間(令和十一年度までの間の年度間に限	4 平成二十二年度以降に期間(令和十年度までの間の年度間に限
る。)を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十	る。)を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十
人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関す	人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関す
る法律(平成元年法律第六十四号)第四条第一項に規定する都道府県	る法律(平成元年法律第六十四号)第四条第一項に規定する都道府県
計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学	計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学
の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加の	の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加の
みにより八百四十人までの範囲で増加する大学(次項及び附則第六項	みにより八百四十人までの範囲で増加する大学(次項及び附則第六項
において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」と	において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」と
いう。)の基幹教員数の算定については、別表第一口に定める医学関	いう。)の基幹教員数の算定については、別表第一口に定める医学関
係の基幹教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五	係の基幹教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五
十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、か	十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、か
つ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十条の	つ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十条の
規定を適用する。	規定を適用する。
5 6 [略]	5・6 [同上]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大学 \mathcal{O} 設 置 等 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 請 及 び 届 出 12 係 る 手 続 等 に 関 す る 規 則 ∅→ 部 改 正

第二条 大 学 \mathcal{O} 設 置 等 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 請 及 \mathcal{U} 届 出 に 係 る 手 続 等 に 関 す る 規 則 平 成 + 八 年 文 部 科学省 1 令第

十二号)の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍線 を 付 し た 部 分をこれ 12 順 次 対 応 する 改 Ē 後欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} よう E 改 め る。

備考 表中の[]の記載は注記である。	・2 [略] ・2 [略] ・2 [略] ・2 [所則別記様式)を添えて文部科学大臣に申請するものとする。 (附則別記様式)を添えて文部科学大臣に申請するものとする。 (所則別記様式)を添えて文部科学大臣に申請するものとする。 (所則別記様式)を添えて対部する (所則別記様式)を添えて対部する (所則別記様式)を添えて対部する (所則別記様式)を添えて対部する (所別記様式)を添えて増加する (所別記様式)を添えて対部で表表 (所別記様式)を添えて対いまする (所別記様式)を表表されて対いまする (所別記様式)を添えて対いまする (所別記様式)を表表されて対いまする (所別記様式)を添えて対いまする (所別記様式)を表表されて対しまする (所別記様式)を表表されて対いまする (所別記様式)を表表されて対いまする (所別記様式)を表表されて対いまする (所別記様式)を表表されて対いまする (所別記様式)を表表されて対しまする (所別記様式)を表表されて対しまする (所別記様式)を表表されて対しまする (所別記様式)を表表されて対しまする (所別記述者は対しまする (所述者は対しまする (所述	改 正 後
	に令和十年度までの期間を付して私立の大学の学部の収に、同項中「当該学則を変更する年度(以下「学則変更は、同項中「当該学則を変更する年度(以下「学則変更は、同項中「当該学則を変更する年度(以下「学則変更に)の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大に関する学部の学科に係るものに限る。)を七百二十人に関する学部の学科に係るものに限る。)を七百二十人に関する学部の学科に係るものに限る。)を出百二十人に関する学部の学科に係るものに限る。)を増加する学での期間を付して私立の大学の学部の収に、一つ、とする。	改正前

附

則

この省令は、公布の日から施行する。